



住まいの悩みを解決しませんか？

住まいの総合支援事業

住まいの新築、リフォーム、空き家対策などを支援する各種補助制度のほか、住まいのワンストップ相談窓口などの開設により、住まいに関して総合的に支援します。

問い合わせ 建築開発課（市庁舎6階、☎65・4179）

住まいに関する補助制度



市では、誰もが暮らしやすい快適な環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用、また、空き家対策や木造住宅の耐震化などを促進するための、11の補助制度を用意しているほか、木造住宅の耐震性を無料で簡易診断しています。（5頁表）

事前に制度内容、申請方法を確認してください

対象となる工事内容、納税状況や所得による対象者、申請に必要な書類など、詳細は建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

また、ユニバーサルデザイン住宅への改造と、省エネルギー化のための改修などを同時に行う際に、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用するには、それぞれの条件を満たす必要があるため、ご相談ください。

募集期間 いずれも先着順で受け付け、各募集件数に達するまで。（令和6年3月15日金までに、完了実績報告書などの提出が必要）

なお、表⑧～⑪は令和5年9月29日（金）までに、申し込みが必要。

空き家の定期的な点検を行いましょ



空き家は全国的に年々増加しており、市内にも危険な空き家や長期利用のない空き家が見られます。空き家の所有者などは、法により適切な管理を行う責任があります。相続などで空き家を管理することになった場合は、定期的な点検しましょう。

なお、市では、空き家の利活用を促進するため、空き家に関する各種補助も行っていますので、ご相談ください。

空き家点検チェックリスト

- 屋根・軒裏・外壁・床などの浮きや剥がれを確認
- 部屋の換気（窓や収納扉を1時間開け、換気扇を運転）
- 玄関や窓の立て付けの異常がないか確認
- ポストの中身の整理 □雨漏り、かびがないか確認
- 給水・排水の不具合（詰まりや臭い）の確認
- 室内、玄関周り、敷地内の簡単な掃除
- 蛇口の防臭・防虫（蛇口を1分間開き、水を流す）
- 庭の草刈りや庭木の手入れ
- 冬場の除雪（屋根からの落雪で近隣に迷惑をかけない）

管理者になったらまず行うこと

○ご近所にあいさつする（ご近所への声掛けは、不法侵入や不法投棄の回避にもつながります）

○火災保険に入る

○不審者の侵入を予防する

○定期的に点検しましょう

月に1回程度の定期点検のほか、大雨や地震の後は、雨漏りや水漏れ、建物の傷みがないか確認しましょう。

半年に1回は、定期点検に加えて、家の基礎や壁などもチェックしましょう。

空き家を放置し続けると

さまざまなリスクが高まります
手入れをしない建物は傷みが早く、近所や地域にも大きな影響を与えます。一軒だけの問題と思わずに、手入れを定期的に行いましょう。

リスク1 事故・二次災害を誘発

○強風などによって屋根や外壁材などが落下・飛散する。
○積雪によって倒壊事故が起こる。
○放火によって火災が起こるなどの事故・二次災害を誘発する。

リスク2 損害賠償支払いに発展

○火災による隣接家屋の全焼・死亡事故、倒壊による隣接家屋の全壊・死亡事故、外壁材の落下

詳細は市ホームページをご覧ください



住まいの支援制度一覧
市ホームページID.1003054

住まいの総合相談窓口▶

市ホームページID.1003024



による死亡事故などにより、損害賠償を負担しなければならなくなる可能性がある。

住まいに関する相談窓口



住まいの総合相談窓口

市役所の窓口や電話で、住宅に関する支援制度、住宅情報や住宅のトラブルなどの相談を受け付けています。（図）

住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた住まいに関する相談に、専門家が応じます。（事前に建築開発課へ申し込み）

相談体制 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会・土地家屋調査士

ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の新築や改修などについて、各分野の専門家がユニバーサルデザインの視点で助言します。（事前に建築開発課へ申し込み）

なお、表内③④の補助制度を受ける場合は、参加が必要です。

相談体制 理学療法士・作業療法士・建築士・保健師

図 住まいの総合相談窓口イメージ



ユニバーサルデザイン住宅相談会

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安全・安心に生活できるような住宅への新築・改修などについて、各分野の専門家による無料相談

日時 毎月第2・第4水曜日 13時～16時（事前予約制）

場所 市庁舎10階会議室



専門家たちが多方面からサポート

住まいのワンストップ相談窓口

市役所などの窓口では解決が難しい、空き家を含む売却、相続、管理、リフォームなどの住まいに関する相談について、各分野の専門家による無料相談

日時 毎月第2日曜日、第4火曜日 13時～16時（事前予約制）

場所 市庁舎10階会議室



表 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

	制度名	制度概要	補助額(補助率)	募集件数	注意点
新築	① おびひろスマイル住宅補助金	認定長期優良住宅 ^{※1} 、認定低炭素住宅 ^{※2} または、きた住まいる住宅 ^{※3} を新築する人に補助	20万円	先着20件	・要着工前申請(着工後の申請は不可)
	② ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助	20万円		・建築開発課へ図面を持参し、事前に要相談 ・要着工前申請(着工後の申請は不可)
リフォーム	③ ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化工事をする人に補助	上限20万円(50%)	②③④併せて先着30件	・要着工前申請(着工後の申請は不可) ・ユニバーサルデザイン住宅相談会にて相談後、現地調査の必要あり
	④ ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	身体障害者手帳1・2級または、介護認定を受けている人のため、住まいの障壁を取り除く工事をする人に補助	上限40万円(80%)		
	⑤ 住まいの改修助成金	住宅の長寿命化や、省エネルギー化などへの改修により、住宅性能が向上する工事をする人に助成	5万円	先着400件	
	⑥ 空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入して改修する人に補助	上限30万円(30%)	先着2件	
耐震化	⑦ 無料耐震簡易診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震性を判定	—	上限なし	・随時受け付け
	⑧ 木造住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う人に補助	上限5万円(50%)	先着3件	・要着工前申請(着工後の申請は不可) ・改修などの後に居住する人も申請可
	⑨ 木造住宅耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修工事(上部構造評点1.0以上)を行う人に補助	上限30万円(費用に応じ変動)	先着1件	筋かいや構造用合板での耐震改修の例▶ 
	⑩ 旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限30万円	⑩⑪併せて先着10件	
	⑪ 旧耐震住宅除却補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断された木造住宅を解体(除却)する人に補助	上限10万円(23%)		
解体	⑫ 特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家等 ^{※4} の解体(除却)をする人に補助	上限50万円(80%)	先着10件	・事前調査あり ・要着工前申請(着工後の申請は不可)

- ※1 認定長期優良住宅 国が定める基準に基づいて、長期にわたり良好な状態を保てるよう認定を受けた住宅
- ※2 認定低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物の認定を受けた住宅
- ※3 きた住まいる住宅 北海道が定めたルールを守り、「安心で良質な家づくり」を行う住宅事業者を登録・公開する「きた住まいるの制度」に基づいて建築された住宅
- ※4 特定空家等 「そのまま放置すれば倒壊の恐れがあるなど、著しく保安上危険が予想される状態」などがあると市が判断し、認定した空家等

表1 新エネルギー導入促進補助金

補助対象設備	補助率	補助上限	募集件数	
太陽光発電システム	併設機器なし	対象経費の1/10	5万円 100件	
	定置型蓄電池併設		15万円 100件	
木質ペレットストーブ	対象経費の1/2	10万円	5件	
エコキュート【CO2冷媒ヒートポンプ給湯器】	対象経費の1/10	3万円	計240件	
エコジョーズ【潜熱回収型ガス給湯暖房機】		併設機器なし	11万円	計10件
		ガスコージェネ併設 家庭用燃料電池併設		

表2 太陽光発電システム導入資金貸付(補助と併せて申請可能)

貸付対象設備	利子	貸付上限	保証料	募集件数
太陽光発電システム	無利子	170万円	自己負担	7件

申請書や手続きのポイントをまとめた「申請ガイド」を環境課窓口で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。事前に確認の上、申し込みください。

新エネルギー導入促進補助金▶
市ホームページ
ID:1003733



太陽光発電システム導入資金貸付▶
市ホームページ
ID:1003734



新エネルギー機器の導入をサポートします

市では、温室効果ガス排出量の削減につながる新エネルギー機器の導入を促進するため、機器導入時の費用補助と資金の貸し付けを行っています。(先着順)

補助・貸付対象設備
表1・2を参照してください。

対象者 市内に居住または居住予定で次のすべての要件を満たす人

① 補助は令和6年3月29日(金)までに実績報告書を、貸し付けは令和6年2月29日(木)までに、設置完了報告書を提出できること

② 市税を滞納していないこと

③ 同一世帯内に同一機器に対する補助・貸し付けを受けた人がいないこと

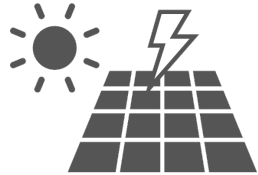
④ 暴力団員などでないこと

⑤ おひさまソーラーネット帯広※に入会申し込みができること(太陽光発電システムのみ)

⑥ 取扱金融機関が指定する保証機関の定める保証対象要件を満たしていること(貸し付けのみ)

申請期限
▼補助 令和6年1月31日(水)
▼貸付 令和5年12月28日(木)

申請方法
申請書と必要書類を直接環境課へ。業者による代行手続きも可能です。



新エネルギー機器の導入を支援

機器導入時の費用補助と資金貸し付け

問い合わせ 環境課(市庁舎6階、☎65・4135)

※おひさまソーラーネット帯広 家庭からの二酸化炭素排出削減効果を取りまとめ、クレジット化・売却し、売却利益を帯広市の環境保全事業に活用するために設置した団体。